

障害者(同じ)のための

# 手当制度

制度の必要な手続きはそれぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼福祉課

☎23局4654 FAX23局3545

## 田原市障害者手当

【対象】

田原市に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

7・11・3月の25日(原則)

### ■身体障害者手帳

区分	支給額
1級	6,000円
2級	5,000円
3級	4,000円
4級	1,200円
5級	1,000円
6級	800円

### ■療育手帳

区分	支給額
A判定	6,000円
B判定	1,500円
C判定	1,000円

■精神障害者保健福祉手帳

区分	支給額
1級	6,000円
2級	2,000円
3級	1,000円

## 愛知県在宅重度障害者手当

【対象】 次のいずれかに該当する方

- ・1～2級の身体障害者手帳所持者
- ・A判定(IQ35以下)の療育手帳所持者
- ・3級の身体障害者手帳とB判定(IQ50以下)の療育手帳所持者

※施設入所者・65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
1種	1～2級の身障手帳と療育手帳所持者 16,100円
2種	第1種以外の該当者 7,000円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

## 障害児福祉手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方
- ・障害を支給理由とした年金を受けていない方

・施設に入所していない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
A種	1～2級の身障手帳とA判定の療育手帳所持者 21,540円
B種	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者 15,540円
C種	精神障害、血液疾患を有する方 14,380円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

## 特別障害者手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に特別介護を必要とする方
- ・施設に入所していない方

区分	支給額
A種	1～2級の身障手帳とA判定の療育手帳所持者 33,530円
B種	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者 27,530円
C種	精神障害、血液疾患を有する方 26,440円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

・継続して3か月以上の入院をしていない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

## 特別児童扶養手当

【対象】

重度または中度の心身障害児(20歳未満)を監護・養育している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・11月の11日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
重度	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者 50,750円
中度	3級および4級の身障手帳所持者(一部)、またはB判定の療育手帳所持者 33,800円

※所得により支給制限があります

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

## ◆児童扶養手当などの現況届

児童扶養手当 愛知県遺児手当・田原市遺児手当の受給者の方に、現況届・所得状況届についての通知を8月初めに郵送します。詳しくは、おしらせ19頁または通知をご覧ください。